

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（アフィドピロペン等7品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集の結果について

令和8年7月3日
消費者庁

消費者庁では、「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（案）」（農薬等（アフィドピロペン等7品目）の残留基準の改正）について、広く国民の皆様に御意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する回答については、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、農薬クロラントラニリプロールの残留基準については、本件にて御意見を募集しましたが、その後の検討過程において、更なる検討を行う必要が生じたため、今回の改正から除くこととしました。

- 1 意見募集期間：令和8年4月14日（火）～同年5月18日（月）
- 2 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
- 3 意見総数：7件
- 4 御意見及び御意見に対する消費者庁の考え方：別添のとおり

【本件に対する問合せ先】

消費者庁食品衛生基準審査課

電 話：03（3507）9352

ホームページ：<https://www.caa.go.jp/>